誰でもわかる、必見コピペNO.4(秘密保全法)

■問題点■

■秘密保全法制に反対(日本弁護士連合会秘密保全法制対策本部)2012年度資料

※秘密保全法制とは

政府は、「今の法律では、国の安全に関わる秘密の漏えいを防ぐ管理体制が不十分だ」として、「秘密保全法制を作りたい」と言い出しました。

政府が法律を作ろうとしたきっかけは、2010年に起きた尖閣諸島沖漁船衝突映像のインターネット流出事件がきっかけといわれています。

しかし、この事件は「国家秘密の流出」と言えるものではありません(詳しくは、尖閣諸島ビデオ映像流出問題についての会長談話)。

報告書は、法律を作る必要の根拠として、他にもいくつかの情報流出事件を挙げていますが、どれも流出が発覚した直後に原因究明を行い、再発防止策がとられています。

新たに「秘密保全法」を作る必要はないのです。

※秘密保全法の内容

想定される秘密保全法制の内容は、「国の存立にとって重要な情報」を行政機関が「特別秘密」に指定する秘密を扱う人、その周辺の人々を政府が調査・管理する「適性評価制度」を導入する「特別秘密」を漏らした人、それを知ろうとした人を厳しく処罰するなどが柱になります。

※「秘密保全法」の経緯と今後の動き

2011年8月、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」(座長:縣公一郎・早稲田大学政治経済学術院教授)は、秘密保全法制を早急に整備すべきだという「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」(以下「報告書」といいます。)を発表しました。

報告書を受けて、「政府における情報保全に関する検討委員会」(委員長:内閣官房長官)は、同年10月、2012年通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることを決定しました。しかし、具体的な法律案は未だ国会に提出されておらず、その進展状況は全くの不透明です。2012年通常国会への提出は見送られるとも言われていますが、それ以降の国会に提出される可能性は続いています。

※秘密保全法制は、具体的に何か問題なのでしょうか。

(1)プライバシーの侵害

報告書では、「特別秘密」を取り扱う人のプライバシーを調査し、管理する「適性評価制度」 というものが提案されています。調査項目は、住所や生年月日だけでなく、外国への渡航歴 や、ローンなどの返済状況、精神疾患などでの通院歴…等々、多岐に渡ります。

秘密を取り扱う人というのは、国家公務員だけではありません。地方公務員も当然に含まれますし、一部の民間事業者や大学等で働く人も含まれます。その上、本人の家族や恋人、友人などにも調査が及ぶ可能性があり、個人情報を収集・管理される人の範囲は知らない間に際限なく広がってしまうおそれがあります。

(2)特別秘密の範囲

「特別秘密」の対象になる情報は、「国の安全」「外交」「公共の安全と秩序の維持」に関する情報です。これはとても範囲が広く、曖昧で、どんな情報でもどれかに該当してしまうおそれがあります。「特別秘密」を指定するのは、その情報を管理している行政機関ですから、何でも「特別秘密」になってしまうということは、決して大袈裟ではありません。行政機関が国民に知られたくない情報を「特別秘密」に指定して、国民の目から隠してしまえるということです。

例えば、国民の関心が高い、普天間基地、自衛隊の海外派遣などの軍事・防衛問題、私たちの生活に関わりの深いTPPなどの外交問題、今私たちが最も不安に思っている、原子力発電所の安全性や、放射線被ばくの実態・健康への影響などの情報。これらが、行政機関の都合で「特別秘密」に指定され、主権者である私たち国民の目から隠されてしまうかもしれません。

その上、刑罰の適用範囲も曖昧で広範です。どのような行為について犯罪者として扱われ、 処罰されるのか、全く分かりません。

(3)マスコミの取材・報道の阻害

「特別秘密」を漏えいする行為だけでなく、それを探る行為も、「特定取得行為」として、 処罰の対象になります。マスコミの記者、フリーライター及び研究者等の自由な取材を著し く阻害するおそれがあります。正当な内部告発も著しく萎縮させることになるでしょう。

(4)検討過程の非公開

報告書を取りまとめた有識者会議の議事録や録音データは残されておらず、会議の際のメモなどは廃棄されたと発表されています。それだけでなく、「配付資料」とされるものが、政府官邸ホームページ上では別のものに差し替えられていたことが分かりました。

検討過程の詳細は、国民の目から一切閉ざされています。

いま、日本で必要なことは、国民を重要な情報から遠ざけ、疎外する秘密保全法制をつくることではなく、情報の公表・公開を進めること、情報公開法の早期改正であると、日弁連は考えます。

■「危ない法案」なぜ相次ぐ 自民政権時にルーツ 情報独占へ「官」暗躍(東京新聞) (東京新聞「こちら特報部」2012年5月27日)

政府の情報隠しが合法化される一方で、国民のプライバシーは丸裸にされかねない。今国会では、秘密保全法案をはじめ、言論・思想を蹂躙(じゅうりん)した治安維持法まがいの「危ない法案」がめじろ押しだ。ルーツをたどると、自民党政権時代に行き着く。裏で動いているのは官僚だ。 (佐藤圭)

二〇〇九年七月二十一日、自民党の麻生太郎首相が衆院解散に踏み切った。翌二十二日、 ある会議が首相官邸でひっそりと開かれた。

会議の名称は「情報保全の在り方に関する有識者会議」。その内容は、民主党政権下で秘密保全法制を検討した「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」と酷似していた。 お膳立てしたのは、どちらも事務局になった内閣情報調査室(内調)だ。

会議のスケジュール案を比べると、いずれも計六回の会合を予定していた。テーマも「秘密の範囲」「秘密の管理」「罰則」と同じ文言が並ぶ。ともに議事は非公開、議事録なしの「密室協議」だ。

自民党政権時の「有識者会議」は結局、二回しか開かれなかった。これは自民党が○九年 八月の衆院選で大敗し、民主党に政権を奪われたからだ。

民主党政権時の「有識者会議」は、昨年一月から六月までに計六回開かれた。八月に公表された報告書では(1)国の安全(2)外交(3)公共の安全と秩序の維持一の三分野を「特別秘密」に指定。公務員による漏えいがあった場合は、五年または十年以下の懲役刑や罰金を科す。公務員への働き掛けも処罰の対象とした。

民主党政権が秘密保全法制の検討に着手したきっかけは、沖縄・尖閣諸島沖の中国漁船衝突をめぐる一〇年十一月の映像流出事件とされる。<u>ところが二つの有識者会議の経過を見れば、自民党政権で</u>尻切れとんぼになった議論が、民主党政権で復活したにすぎないことが分かる。

二つの有識者会議の下には、官僚の検討チームが置かれていた。会議で配布する「事務局案」などの資料づくりが仕事だ。

自民党政権時の検討チームは、A4判五十六ページの報告書をまとめている。民主党政権時の検討チームの資料には「事務局案は、自民党の検討チームの報告書などを踏まえて作成」と記された。つまり自民党政権時代に「たたき台」は出来上がっていたわけだ。民主党政権時の非公開資料は、情報開示請求で公になった。しかし、自民党政権時の非公開資料は、情報開示請求をしても大半が黒く塗りつぶされている。

法案は、日本新聞協会などが、国民の「知る権利」を奪うなどとして反対を表明。「こちら特報部」は有識者会議の密室性を明らかにした。今のところ、野田政権は他の法案との兼ね合いから今国会提出を見送る方針だが、会期の大幅延長があれば、提出する可能性はある。

「危ない法案」は、秘密保全法案だけではない。

共通番号制(マイナンバー)法案は今年二月、国会に提出。国民一人一人に番号を割り振って納税や年金、医療などの情報を管理する仕組み。行政が個人情報を一手に握る。個人情報の漏えいや番号の悪用に対する懸念は払拭(ふっしょく)されていない。

同様の番号制は、自民党政権時代から検討されてきた。番号制の一種である「グリーンカード」制度は一九八〇年に法律がいったん成立したものの、反対が相次ぎ、実施前の八五年に廃止に追い込まれた経緯がある。

新型インフルエンザ対策特別措置法も問題が多い。新型インフルエンザが発生した場合、自治体に集会の中止や強制的な土地使用の権限を与える。新型インフルエンザの危険の重大性が医学的に不明で、人権制限を適用する要件もあいまいだとして批判があったが、民主、公明両党などの賛成多数で今年四月、可決、成立した。自民党は国会戦術から参院採決を欠席したが、衆院段階では賛成している。

「危険な法案」とは裏腹に、昨年四月に提出された情報公開法改正案は一度も審議されていない。改正案は国民の「知る権利」を明記し、開示範囲を広げた。成立すれば二〇〇一年の施行以来、初の大きな改正となる。

これらの「危ない法案」の狙いは官僚による情報の独占だ。日弁連・情報問題対策委員長の清水勉弁護士はこうみる。

「情報を制御する者が国を支配する。国民はネットで世界中からさまざまな情報を得られるようになり、情報公開制度を利用して国や自治体の情報を入手できるようになった。これにより、国民は本物の主権者になりつつある。福島の原発事故では、官僚は情報隠しでたたかれ、屈辱を味わった。秘密保全法が制定されれば、情報公開法は空文化する。官僚は情報公開法以前の状態に戻したいと意図している」

民主党は政権交代当初こそ、脱官僚を打ち出したものの、米軍普天間飛行場の国外・県外移設を模索した鳩山政権は、外務、防衛官僚からそっぽを向かれて瓦解(がかい)。続く菅政権は消費税増税を打ち出すなど、あっさりと、官僚との融和路線に転換した。清水氏は「政権がどうなろうが、組織防衛と利権の維持が官僚のDNAだ。政権運営に不慣れな民主党は、官僚にとってはくみしやすい」と指摘する。

「危ない法案」の周辺では、<u>警察官僚の"暗躍"が目立つ。八五年、自民党が議員立法で</u>提出し、廃案になった国家秘密(スパイ防止)法案の秘密の範囲は防衛・外交だった。今回の秘密保全法制では、これに治安分野が追加された。内調の事実上のトップである内閣情報官は歴代、警察庁出身だ。清水氏は「悪乗り以外の何ものでもない。弁護士の多くは『警察国家』に危惧の念を抱いている」と憤る。

新型インフルエンザ特措法も、内閣官房新型インフルエンザ等対策室に出向中の警察官僚が主導的な役割を果たした。医療事故訴訟などに詳しい関口正人弁護士は「国家危機管理のテストケースに位置付けられ、権利制限の非常に強い法律がつくられた」と話す。

日弁連は、秘密保全法案やマイナンバー法案に反対を表明している。成立した新型インフルエンザ特措法については「権利制限の具体的な要件は大幅に(法ではなく)政令に委任されている。乱用を防ぐためには、政令で縛りをかけなければならない」(関口氏)としている。

■毎日新聞 2012年3月4日 東京朝刊

★秘密保全法案:有識者会議、議事録なし、策定過程の検証困難

行政機関が保有する重要な秘密を漏らした公務員らへの罰則を強化することを柱とした秘密保全法制の整備を提言した政府の有識者会議の議事録が作成されていなかったことがわかった。作成されたのは簡単な要旨だけで、録音もされていない。このため、法令の制定過程などが事後に検証できるよう文書作成を行政機関に求めた公文書管理法(11年4月施行)の趣旨に反しているとの指摘もある。

議事録が作成されていなかったのは、政府の「情報保全に関する検討委員会」の下に設けられた「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」(座長・縣(あがた)公一郎早稲田大教授)。政府が今国会への提出を目指して策定している同法案は、有識者会議が昨年8月に公表した報告書がたたき台となっている。会議は、11年1月から報告書案がまとまる6月までの6回(各2時間程度)にわたり、非公開で開催された。各回とも記録としてはA4判2枚程度の「議事要旨」だけだ。

公文書管理法は、行政機関に「法令の制定及びその経緯」について検証できるよう文書の 作成を義務づけているが、要旨からは誰が、どのような発言をしたかは不明だ。

■2012/03/05 14:09 【共同通信】政府有識者会議の議事録なし 秘密保全法案を提言

藤村修官房長官は5日午前の記者会見で、外交や防衛に関する重要情報を漏らした公務員らに対する厳罰化を提言した政府の「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」の議事録が作成されていないことを明らかにした。提言は、政府が今国会提出を目指す秘密保全法案のたたき台となっており、法案の策定経緯が不透明との批判が広がる可能性がある。

公文書管理法は法案の制定過程を検証できるよう、重要会議などの「決定や了解、経緯」の文書化を政府機関に求めている。藤村氏は「公開の議事要旨と配布資料で会議の経緯は十分把握できる。必ずしも法に抵触しない」と述べた。

■【主張】秘密保全法 重大な漏洩には厳罰化を 産経新聞 2013.4.21 03:06

安倍晋三首相が予算委員会で、外交、安全保障情報の漏洩(ろうえい)を防ぐための「特定秘密保全法」を早期に制定する意向を示した。日本の安全と国益を守るために必要な法律だ。安倍政権の取り組みに期待したい。

秘密保全法は、国家安全保障会議(日本版NSC)創設と並行して検討課題に浮上した。 外務、防衛両省から「NSC側に秘密漏洩の罰則がなければ、安心して機密情報を提供できない」との意見が出された。当然の指摘だ。

日本の現行法の秘密漏洩に対する罰則は、総じて軽い。

国家公務員法は守秘義務違反の罰則を「1年以下の懲役か50万円以下の罰金」としている。自衛隊法の防衛機密漏洩に対する罰則は「5年以下の懲役」だ。

これに対し、日米相互防衛援助協定(MDA)に伴う秘密保護法などは、在日米軍にかか わる機密漏洩に「10年以下の懲役」を科している。

これではバランスに欠ける。一律に国内法の罰則を重くする必要はないが、外交、防衛機密など特に重大な情報を漏らした場合は、厳罰化が必要である。

秘密保全法は、民主党前政権でも検討された。平成22年9月の中国漁船衝突事件で、元 海上保安官によってビデオ映像が流出したことがきっかけだ。しかし、この映像は本来、当 時の菅直人政権が国民に公開すべき情報だった。

前政権で検討された内容は、白紙に戻す必要がある。

安倍首相は「国民の知る権利や取材の自由を尊重しつつ、さまざまな論点を検討している」 とも述べた。これも当たり前である。

民主党政権は、元経済産業相の原発をめぐる問題発言が報じられたことで、情報統制を行うなど、言論・報道の自由への理解に乏しい面もあった。安倍政権は、過度の秘密主義を避けてほしい。

国家機密を不当に入手した外国人らにも、日本の法律は甘い。

昨年、警視庁の出頭要請を拒否して帰国した在日中国大使館の元1等書記官に、農林水産省から福島原発事故後のコメの需給見通しなどの最高機密が漏れていた。同じころ、兵庫県から融資金を詐取した疑いで逮捕された会社社長は、北朝鮮の指示で工作活動を行った疑いが持たれている。

中国や北朝鮮のスパイ活動を取り締まる法整備も急務だ。

■「秘密保全法制」日本は刑罰軽い"後進国"産経新聞 2013.5.21 14:52 (1/2ページ)

政府は、外交や安全保障、治安に関する機密情報の漏洩(ろうえい)を防ぐため公務員の 罰則規定を盛り込んだ「特定秘密保全法案」の準備を進めている。守秘義務がある公務員に は、すでに国家公務員法や自衛隊法などによる罰則があるが、欧米諸国と比較して罰則が緩 く情報漏洩の抑止力に欠けるとの指摘がある。国家安全保障会議(日本版NSC)創設を念 頭に、政府内の「秘密」保全を強めたいとの目的もある。

「極めて重要な課題だ。法案を速やかに取りまとめ、早期に国会に提出できるよう努力したい」

安倍晋三首相は4月16日の衆院予算委員会で、秘密保全法案の早期法制化に言及した。

日本版NSCは、外務省や防衛省、警察庁の機密情報を一元化し、中長期的な戦略性の高い政策を立案する。また、世界中に情報網を張りめぐらせる米中央情報局(CIA)や英秘密情報局(MI6)のような強力な対外情報機関がない日本は、多くを友好国の情報にも頼らざるを得ない。

NSCの事務局には、各府省から計約100人が投入され、職員は国内外の機密情報に接することになる。問題は、ここから機密が漏れる心配がないかだ。

米軍の機密情報を取り扱う防衛省幹部は「NSC側に漏洩の罰則がなければ、機密情報を 安心して提供できない」と指摘する。

ところが、現行の国家公務員法は公務員に職務上知り得た情報に関する「守秘義務」を課すが、罰則は1年以下の懲役か50万円以下の罰金にすぎない。米国をはじめ主要各国は表の通り、厳しい罰則が科せられている。日本はその意味で「後進国」なのだ。

安倍首相も「日本に法整備がないことに不安を持つ国があるのは事実だ」と述べ、他国との情報共有には秘密保全による信頼関係が必要だと強調した。

秘密保全法制については、民主党政権下でも、平成22年9月の中国漁船衝突事件で元海 上保安官がビデオ映像を流出させたのをきっかけに検討が進められた。

主な内容は、政府が指定した「特別秘密」を漏らした公務員への罰則を「10年以下の懲役」とした。米国から供与された装備品の構造や性能などを対象とした日米相互防衛援助協

定(MDA)に伴う秘密保護法に準じた措置だ。

特別秘密は(1)国の安全(2)外交(3)公共の安全と秩序の維持の3分野で、特に秘匿性が高い情報が該当する。自衛隊法の罰則も現状の5年以下から10年以下の懲役に引き上げ、特別秘密の対象は別表で列挙することとしていた。

ただ、個別の情報を「特別秘密」かどうか決めるのは政権の裁量になるとみられる。ビデオ映像流出をきっかけにした法制化では、本来は公開すべき情報を隠蔽(いんぺい)しようとしたとして当時の菅直人政権が批判を浴びた。日本新聞協会や日本雑誌協会も国民の「知る権利」や取材、報道の自由を阻害しかねないと反対した。

安倍首相は「国民の知る権利や取材の自由を尊重しつつ、さまざまな論点を検討している」 と配慮を示す。政府は、秋の臨時国会に向けて法案化を目指すとみられる。(峯匡孝)

■ [主張] 日本版NSC 年内発足で国家戦略急げ 産経新聞 2013.7.31 03:51

外交・安全保障に関する国家戦略を構築する国家安全保障会議(日本版NSC)の年内発 足に向けた環境が整った。

菅義偉官房長官は30日、「できるだけ早く発足できるよう努力したい」と述べた。当初想 定の来年4月発足からの前倒しに意欲を示した発言であり、歓迎したい。

参院選で衆参の「ねじれ」状態が解消し、政府与党は安定した国会運営が可能になった。 10月召集予定の臨時国会で、日本版NSC関連法案を、確実に成立させる必要がある。

安倍晋三首相は、5月のNSC創設に関する有識者会議の席上、「外交・安全保障体制の強化は喫緊の課題だ」と述べた。

NSCを一日も早く発足させなくてはならないのは、厳しさを増す一方の東アジア情勢に対し、国家の総力を挙げて的確に対処するためだ。

尖閣諸島の奪取をねらう中国は、不測の事態を招きかねない挑発行為を繰り返している。

1月には、中国海軍艦船が海上自衛隊の護衛艦に対して射撃管制用レーダーを照射した。 5月には中国潜水艦が3度にわたり、日本の接続水域へ潜航したまま侵入した。今月26日 には、新設された中国海警局所属の「海警」4隻が尖閣周辺の領海に侵入した。

北朝鮮は、国連など国際社会の非難も意に介さず、2月に核実験を強行するなど、核・ミサイル開発を続けている。

NSCは、形骸(けいがい)化が指摘される現在の安全保障会議を大幅に改組し、外交・安全保障の司令塔となる機関にしようというものだ。事務局である国家安全保障局は、政府の各機関から国家安全保障に関する重要情報の提供を受け、政策立案に活用する。

その意義は、東アジア情勢への対処にとどまらない。自由な通商に支えられたわが国の繁栄は、中東など世界各地と密接にかかわっている。地域分析にも力を入れるNSCは、日本の政治が、世界的な視野で国家戦略を構想することにも資するだろう。

発足後も、より実効性のある機関とする努力が欠かせない。内外の機密情報を得るため秘密保全法制が必要だ。ポストや組織の性格をめぐり、外務省や警察庁など省庁間の主導権争いも伝えられる。縄張り意識を捨て、国のためによりよい仕組みを作ってほしい。

■毎日新聞 2013年08月22日 23時02分(最終更新 8月23日 02時51分)

秘密保全法案:公務員漏えい懲役10年 一気に厳罰化

政府が秋の臨時国会に提出する秘密保全法案を巡り、特定の秘密を漏らした公務員や、不正な手段で公務員らから秘密を入手した人に対する罰則が、最高で懲役10年となることが分かった。現行の国家公務員法の守秘義務違反(最高で懲役1年)や自衛官らを対象にした自衛隊法の防衛秘密漏えい(最高で懲役5年)と比べ、一気に重罰化することになる。法案

については国民の「知る権利」の侵害につながると懸念する声があり、国会審議で罰則の妥 当性が議論になりそうだ。【青島顕】

法案では、政府は(1)防衛(2)外交(3)公共の安全と秩序の維持 — の3分野で「公になっていないもののうち特に秘匿を要するもの」を「特定秘密」に指定。この特定秘密を漏らした公務員や国と契約した業者の役職員は処罰される。公務員らをだましたりして特定秘密を入手した人についても、未遂や共謀、そそのかしも含めて処罰対象となる。

2011年に民主党政権に提出された有識者会議の報告書は、自衛隊法の防衛秘密漏えいと同じく最高刑を「懲役5年とすることが考えられる」と記載。そのうえで、米国から供与された軍事情報の保護を定めたMDA秘密保護法の規定に合わせて「懲役10年とすることも考えられる」と両論を併記するにとどまった。

このため、最高刑を懲役10年とする判断には、現行法の罰則とのバランスの観点からも 慎重な検討を求める声が強い。中でも、特定秘密のうち警察・公安情報を指すとされる「公 共の安全と秩序の維持」が、外交、防衛に関する秘密と同等に保護されるべき情報と言える のか、専門家からも疑問視する声が出ている。

園田寿・甲南大法科大学院教授(刑事法)は「そもそも、この法律により報道機関や取材を受ける公務員が萎縮し、表現の自由や国民の知る権利が後退しないか懸念される」と指摘。「懲役10年は現行のMDA秘密保護法に合わせて設定されたのだろうが、妥当性、正当性が十分検討されていない点も問題だ」と慎重な議論を求めた。

諸外国では、米国が国防情報の漏えいに日本の懲役・禁錮にあたる最高10年の自由刑▽ 英国は防ちょう・防衛情報など5分野の機密を公務員が漏らした場合に最高で懲役2年▽フ ランスは公務員らによる国防上の秘密の漏えいに最高7年の自由刑を定めている。

外交や公共の安全などに関する機密情報を漏えいした公務員らを処罰するために政府が成立を目指している法案。自民党の福田康夫政権時代の2008年から検討が始まり、民主党政権も有識者会議を設置して法案提出を検討した。安倍晋三政権は外交・安全保障の司令塔となる国家安全保障会議(日本版NSC)の設置法案と併せ、米国と情報共有を進めるうえで必要な法案と位置づけている。

■秘密保全法検討経過■

■「秘密保全法と情報公開」

- ―「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の報告(書)」をめぐって― 一つの状況論的考察 石坂悦男(歴史経過部分の抜粋)
- 2. 秘密保全法の制定をめぐる政府の動向
- (1)「秘密保全法制に関する有識者会議の報告(書)」

政府は、2011年8月8日、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」(以下「法制有識者会議」という(4))の報告書(「秘密保全のための法制の在り方について」)を発表した。この報告書は、同年1月に「政府における情報保全に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という(5))の下に設置された「法制有識者会議」が「検討委員会」への意見答申として出されたものである。その報告書を受けた「検討委員会」(10月7日)において、報告書の内容を十分に尊重して、次期通常国会(第180国会)への法案提出に向けて、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めることが決定された。

(2)「検討委員会」及び「法制有識者会議」の設置

政権交代後,民主党政府は,政府における情報保全に関し,秘密保全に関する法制の在り 方,及び「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システム」において必要と

考えられる措置について検討するため、「政府における情報保全に関する検討委員会」を設置し、その下に「法制有識者会議」「情報保全システムに関する有識者会議」(以下「システム有識者会議」という)を相次いで設けた。「検討委員会」及び「法制有識者会議」は、「尖閣諸島沖漁船衝突ビデオ流出事件」(2010年11月)や「警視庁国際テロ捜査データ流出事件」(同年10月9日)を契機に、「現行法制では国の安全に関わる秘密の漏洩を防ぐ管理体制が不十分である」との観点から、秘密保全法制を整備することを目的として設置された。両委員会の設置はこれらの事件を直接的な契機としてはいるが、それは、これまでの歴代政府が秘密保全法制定へ向けてきた意欲的な対応の表面化した一つの顕著な動きと捉えるのが妥当であろう。民主党政権の下でいま浮上した秘密保全法制定の動きを正確に捉えそれに適切に対応するためには、これらの動きが政権交代以前の自公政権時代に敷かれた秘密保全法制定の軌道の延長上にあることを視野に入れておく必要があろう。ただし、両委員会の活動期間はごく短期間であるうえ、その審議過程は非公開で、議事録や録音、議事メモが残されていないので詳細はほとんど不明である。

(3)「スパイ防止法」(国家秘密法)

秘密保全法の制定の動きは、自民党政権及び自公政権下において積極的に取り組まれている。その起点ないし結節点の一つは、1985年中曽根政権下での自民党議員による「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」「スパイ防止法案」(国家秘密法案)が第102通常国会へ上程されたことである。同法案は「外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為を防止することにより、我が国の安全に資することを目的」(第1条)としている。

「この法律において「国家秘密」とは、防衛および外交に関する別表に掲げる事項(「防衛 のための体制等に関する事項」「自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項」 「外交に関する事項」)並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘 匿することを要し,かつ,公になっていないものをいう」(第2条)と規定している。国家秘 密の対象として「防衛及び外交に関する事項」を広く含んでおり、防衛・外交等に関わる情 報をすべて「国家秘密」とし,「外国に通報する目的をもって」「国家機密を探知し,または 収集した者で、それを探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの」は「無期又は 3年以上の懲役に処する」(第5条)ものとされ、その行為によって、「我が国の安全を著し く害する危険を生じさせた者」は「死刑又は無期懲役に処する」(第4条)とされていた。当 時は、ここで言う「通報」は「外国の知りうる状態におくこと」と規定され、報道すること も「通報」に当たると解されるので、その結果取材・報道活動は著しく妨げられ、国民の知 る権利が侵害され、言論表現の自由が萎縮させられることは避けられないと受け止められた。 この「スパイ防止法案」は、上程された第102国会では衆議院で継続審議となり、103回国会 で未了(廃案)となったが、その内容は思想的政策的には断念されることなく政府内で命脈 を保ち続け、その後の「有事法制」に継承されたと考えられるが、今日の「法制有識者会議」 の報告(書)の内容にも通底している。

(4)自衛隊法の改正

秘密保全法制は、「テロ対策特措法」と一括審議され成立(2001年10月29日)した「改正自衛隊法」によって、さらに整備強化された。改正自衛隊法には、防衛上特に秘匿を必要とする秘密(「防衛秘密」)指定権限や「防衛秘密」漏洩に対する罰則対象者の拡大、重罰化等の秘密保全を強化する内容が含まれている。すなわち、従来の自衛隊員の守秘義務規定に加えて「別表第四」に定める自衛隊や防衛に関する広範かつ包括的な情報について、防衛庁長官(防衛大臣)に「防衛秘密」を指定する権限を委ね、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」と規定し、指定された「防衛秘密」に接する防衛庁職員や自衛隊員だけでなく、「国の行

政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造者若しくは役務の提供を業とする者を含めている(96条の2第3項)。要するに「防衛秘密」に接する一般の公務員や民間の防衛産業の従業員などの漏洩行為も処罰対象と規定しており、しかも、違反に対する罰則は服務規律としての守秘義務(国家公務員法100条、自衛隊法59条)違反の5倍もの重罰(従来の守秘義務違反の罰則である1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に対して、5年以下の懲役)を科している。また、従来の守秘義務規定が対象としてこなかった未遂犯・過失犯も新たに処罰対象とし(122条2、3、6)、秘密漏洩行為を「共謀し、教唆し、又は煽動した者」も処罰対象となる(同条4項)。さらに「防衛秘密の守秘義務は防衛秘密を取り扱わなくなった後においても同様とする」と規定されている。要するに、自衛隊法改正によって新たな「防衛秘密法制」が構築されたわけである。それは1985年の「スパイ防止法案」(国家秘密法案)に想定された「防衛秘密」の法制度化にほかならない。

(5) 「情報機能強化検討会議」の設置

その後、政府の秘密保全態勢構築の動きは、それまでの狭義の「防衛秘密」保全以外にも 拡大され、国家安全保障の観点から官邸における情報機能の強化にも向けられ、内閣に「情 報機能強化検討会議」が設置された(2006年12月)。それに先立つ同年6月自民党政務調査会 の「国家の情報機能の強化に関する検討チーム」が、対外情報機能強化を急務とする必要が あるとして、「安全保障会議と並ぶ閣僚級の「内閣情報会議」を設置すること、その下に各省 庁の情報部門が参加するコミュニティーを担う実働部隊として, 対外情報業務に特化した情 報機関を新設すること、罰則規定を含む秘密保護法を制定することなどを提言」した。安部 内閣の下で「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」が設置され(同年11月),日本版国家 安全保障会議 (NSC) の創設, 厳しい罰則を定めた秘密保護法の制定などが提言された (2007 年2月)。「情報機能強化検討会議」は、こうした官邸の司令機能の強化が図られる中で、内 閣官房長官を議長として内閣の中に設置された(2006年12月)。同会議の目的は,「官邸司令 塔機能を支えるため我が国の情報部門として何をなし得るか、政策部門との連接、情報の収 集及び情報の集約・分析から成る情報サイクルの構成要素の1つ1つに検討を加えるととも に、情報基盤の整備及び情報の保全の徹底という情報機能のインフラ整備に至るまで密度の 濃い検討を行う」ためである(「官邸における情報機能強化の基本的な考え方」(「情報機能強 化検討会議」、2007年2月、1ページ)。同会議は、官邸における情報機能の強化の方針とし て,「セキュリティ・クリアランス制度」(秘密取扱者適格性確認制度)を含む政府統一基準 の策定及びカウンター・インテリジェンス機能の強化、秘密保全に関する法制の在り方に関 する研究(秘密保全法制の研究)等を提言している。また秘密保全に関する法制について「現 在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によって差異が大きく、国家公務員法等の守 秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でない」 (「官邸における情報機能の強化方針」) と指摘している。

(6)秘密保全法制定への政策継承

自公政権は、この「情報機能強化検討会議」の提言(「官邸における情報機能の強化方針」)を受けて、関係省庁の局長クラスで構成される「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」(以下「検討チーム」という)を内閣府に設置し(2008年4月)、「検討チーム」の内部に各省庁の実務者から成る作業グループを設けた。「報告書」の原案のような「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」は、この作業グループの所産に他ならない。この作業グループとは別に「検討チーム」は、広く有識者の意見を聴いて、「秘密保全に関する我が国及び諸外国の実情を踏まえ、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討する」ために、「情報保全の在り方に関する有識者会議」を設置した(2009年7月)(15)。「情

報保全の在り方に関する有識者会議」の第1回会議に、既に述べた作業グループが作成した「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について(案)」の骨子が説明資料として配布されている(第1秘密の範囲、第2秘密の管理、第3罰則、第4法形式)。この「情報保全有識者会議」は2回開催されただけで、同年9月に政権交代となり民主党政権となったため中断したが「検討チーム」の所産として残された「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方」は、政権交代後も民主党政権の秘密保全法制へ向けた取り組みに継承されている。現に民主党政権下で作られた「検討委員会」や「法制有識者会議」においても自公政権下の「検討チーム」とまったく同じ問題意識で秘密保全の制定化に向けた作業が行われている。自公政権の「検討チーム」を構成する官僚の役職と民主党政権の「検討委員会」を構成する官僚の役職が全く同一であることは何を意味するであろうか。そこで重視すべきは、「検討チーム」の段階で、後述する「特別秘密」の範囲に「国の安全」「外交」に加えて、「公共の安全及び秩序」を含めることが官僚主導により検討されていることである。秘密保全法制定に関しては、民主党への政権交代は全く関係ないといわざるをえない。では、政権交代に関わりなく秘密保全法制定に向けて一貫して政府を突き動かし邁進させている推進力は何か。それについて考察する前に「法制有識者会議の報告(書)」の内容を詳しく見ておこう。

秘密保全法に反対する愛知の会 結成総会

私たちはなぜ秘密保全法に反対するのか

2012.4.2 ウィルあいち セミナールーム本 秀紀(名古屋大学・愛知憲法会議)

1 戦後日本における「国家秘密保護法制」

- 52.5 日米地位協定の実施に伴う刑事特別法:米軍の機密探知・収集・漏えい(10年以下の懲役)、同 陰謀・教唆・せん動(5年以下の懲役)
- 54.6 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法:「特別防衛秘密」の探知・収集・漏えい(10年以下の懲役)、同過失漏えい(2年以下の禁錮)、同陰謀・教唆・せん動(5年以下の懲役)
- 85「国家秘密法案」: 議員立法として国会提出→廃案 →86「防衛秘密法案」(国会提出できず) 防衛・外交に関わる広範な事項を「国家秘密」とし、探知・収集・漏えい・通報した者に厳罰を科す(最 高刑=死刑)。「不当な方法」で「国家秘密」を探知・収集するだけで 10 年以下の懲役(「陰謀」・教唆・ 扇動だけで 5 年以下の懲役)、たまたま聞いた話を他人に漏らしただけで 5 年以下の懲役。
- 01.11 自衛隊法改定:96条の2を新設「防衛秘密」→別表第四
 - ① 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ② 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ③ 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ④ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ⑤ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。) の種類又は数量
- ⑥ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ⑦ 防衛の用に供する暗号
- ® 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの 仕様、 性能又は使用方法
- ⑨ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、 検査、修理又は試験の方法
- ⑩ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)
- ※ 罰則:防衛秘密取扱業務従事者・従事経験者の故意の漏えい=5 年以下の懲役、過失の漏えい=1 年 以下の禁錮
- 07.8 日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA):同意のない第三国への秘密軍事情報の譲渡禁止、米と同等の秘密軍事情報の保護措置、<u>秘密軍事情報取扱資格</u>(セキュリティ・クリアランス)の実施

(防衛秘密)

第九十六条の二防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

■参考資料:学者・弁護士等の見解■

★NSC・GSOMIAに関連して★

■一般社団法人News for the People in Japan(NPJ) 代表理事 梓澤和幸(弁護士)編集長 日隅一雄(弁護士)

私たちは、弁護士を中心に、ジャーナリスト、フリーランス、大学教員、学生、主婦などが、世代と職業の枠を越えて結びついた集団です。所属メンバーは、みな閉塞的な日本のメディアの状況に危惧感を抱いています。

私たちは憲法と人権を守る市民の側からの情報発信とコミュニケーションを提案します。

■NPJ通信 2013.8.13 国家安全保障会議(日本版NSC)設置法案と秘密保全法 弁護士井上正信

1 日本版NSC創設への途(安倍首相の執念)

日本版NSCは、国家的危機に際して内閣総理大臣を頂点として、トップダウンで危機管理に当たる国家体制を作ろうとする広範囲な計画の一部です。

2006年 6 月22日自民党政務調査委会「国家の情報機能強化に関する検討チーム」(町村信孝座長)提言では、国際テロ、大量破壊兵器拡散など新たな脅威に対して、国家の情報能力の強さが決定的な意味があり、そのために対外情報機能強化は一刻の猶予もならないとして、内閣の情報集約・総合分析機能強化策と内閣直属の対外情報業務に特化した情報機関の新設(日本版CIAだ!)、情報共有の促進と情報コミュニティーの緊密化のために、秘密保持を義務づける法整備を提言しました。

これを受けて第一次安倍内閣は2006年12月1日、内閣に情報機能強化検討会議を設置しました。情報機能強化会議は2007年2月28日に「官邸の情報機能強化の基本的な考え方」を安倍総理へ提出し、内閣の情報機能強化策を提言するとともに、「秘密保全に関する法制の在り方」との表題で、秘密保全のための新たな法制の在り方について検討が必要としました。さらに情報機能強化検討会議は2008年2月14日「官邸における情報機能強化の方針」を提出し、この提言を実行するため、2008年4月2日内閣に「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」が作られて、2009年8月まで作業を進め、その後民主党内閣となった2010年12月7日内閣に「政府における秘密保全に関する検討委員会」が設置され、検討チームの作業を継承しました。その後この作業は民主党政権下に引き継がれて、2011年8月に有識者会議報告書が秘密保全法制の制定を天元したのです。

もう一つの流れは、2006年11月13日に内閣に設置された「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」です。「官邸機能強化会議」は2007年2月27日に報告書を安倍総理へ提出しました。報告書は、外交・安全保障戦略を政治の強力なリーダーシップにより迅速に決定できるように官邸が迅速的確な判断を行える仕組みを作る(内閣の司令塔機能強化)として、四大臣(総理、官房長官、外務、防衛)会合と国家安全保障問題担当内閣総理大臣補佐官の設置、それを支える事務局の創設、事務局には自衛官を積極的に活用すること、各省庁からの情報提供の仕組みを作る、そのために、国家安全保障会議の構成員、事務局、情報提供を受けた者に対する思い守秘義務を課すなどの秘密保護の仕組みが必要としました。

このように、内閣が国家安全保障政策を立案遂行し、国家的な危機に際して危機管理をトップダウンで行うための国家システムの構築を、いずれも内閣総理大臣の権限強化により実現しようとして、その不可欠な一部として秘密保全法制が検討されていたことがわかります。

2 2007年第一次安倍内閣による法案提出

第一次安倍内閣は、当時ブッシュ政権のホワイトハウスと国家安全保障問題で情報交換を したり政策調整をするため、米国の国家安全保障会議(NSC)をモデルにした日本版NSCの創 設に執念を燃やしました。国家安全保障問題担当内閣総理大臣補佐官を、安全保障問題担当

大統領補佐官のカウンターパートにする構想です。この創設と秘密保全法制定は安倍総理の強い意向が働いたようです。2007年2月28日朝日新聞の記事によると、官邸機能強化会議の委員は報告書へ早期の秘密保護法整備が盛り込まれたことに不満を示しました。日本版NSCと秘密保護法制とを結びつけるのは筋違いと、ほとんどの委員が反対しましたが、議長代理の小池百合子首相補佐官が「首相の意向です」と押し切ったそうです。

第一次安倍内閣は2007年4月6日に安全保障会議設置法等の改正法案として、日本版NSC設置法案を国会提出しました。この法案は、2013年6月7日に提出された法案と基本的な構成は同じです(ただ、2007年法案では専門家会議と事務局に分かれているが、2013年法案は国家安全保障局一本にしている点が異なるようですが)。2007年法案は国会審議がなされないまま第一次安倍内閣が総辞職したため、福田内閣で(安倍晋三氏にとっては)無念の廃案になりました。

当時2007年3月2日中国新聞は、NSC事務局へ陸海空各自衛隊が一佐クラスの幹部を送り込む構えと報じています。このことは、2013年法案で構想されている国家安全保障局でも同じことになるでしょう。安全保障政策が戦争政策になるということです。自衛隊法第3条の改正(これも第一次安倍内閣時代)により、自衛隊海外任務が本来任務とされ、同時に防衛庁設置法改正により防衛省となり、防衛省が外務省と並んで安全保障政策を所掌業務とする法制が作られましたが、内閣官房という政権中枢にまで制服組が入り込んで、国家安全保障政策を策定することになるのです。自民党改憲草案第2章が「安全保障」となっていることの先取りです。

3 2013年6月7日提出法案の内容

安倍首相が日本版NSCと秘密保全法をセットで追求していることは2項で説明したとおりである。

日本版NSC法案は、安全保障会議設置法を改正する国家安全保障会議設置法案と内閣法改正 法案とで構成されています。内閣法改正法案の主要な改正点は、内閣官房へ国家安全保障局 の設置とその任務、国家安全保障局長と次長二名の設置、国家安全保障担当総理補佐官の任 命です。

国家安全保障会議設置法案は、従前の安全保障会議の9大臣会合を存続させ、それまでの9大臣会合の審議事項の中から、新たに付け加えられた審議事項である「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」(法案第2条九号)を四大臣会合の審議事項とします。国家安全保障会議の位置づけは、総理大臣に対する諮問ということでは安全保障会議と変わりません。

第6条では、内閣官房長官と関係行政機関の長に対して、国家安全保障会議に対する資料、 情報の提供義務を課しています。ここが秘密保全法制と重なる点です。

第8条では、国家安全保障会議に国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官が出席できること、 議長は必要に応じて統合幕僚長その他関係者を出席させることができることが規定されてい ます。

国家安全保障会議を運営する国家安全保障局は法案では第12条で「会議の事務は国家安全 保障局において処理する。」と定めるだけで、その任務権限組織は内閣法改正法案が規定して います。

ではどのような運用になるのであろうか。実は2013年5月10日には(法案提出前!)に早々と内閣官房内に国家安全保障会議設立準備室を立ち上げました。国家安全保障会議の運営のイメージについては、準備室が作成した説明資料がわかりやすいです。国家安全保障局長は、内閣危機管理監と同格で内閣情報官よりも格上の職責です。国家安全保障局長は平素か

ら内閣危機管理監と緊密に連携します。ただし、危機に際しての事態対処オペレーションは、法令に基づく対策本部(災害対策基本法等、有事法制)や内閣危機管理監が担当するとしています。しかし、国家安全保障会議は緊急事態に際しての国家安全保障に関する外交・防衛政策の観点から必要な提言を実施するとしているので、事態対処のオペレーションに深く関与することになるでしょう。国家安全保障担当総理大臣補佐官は、四大臣会合には常に出席してその影響力を行使することになるでしょう。米国NSCでは、国家安全保障大統領補佐官がNSCスタッフの長を兼ねており、NSCの会合をリードする役割を持っているとされていますが、日本版NSCでは、事務局長と補佐官が併存する体制になり、どちらが主導権を握るのか問題になるかも知れません。おそらく国会議員が就任すると思われる総理大臣補佐官の能力次第ではないかと思います。

4 国家安全保障基本法案とセットの日本版NSC、秘密保全法

2012年7月6日自民党国家安全保障基本法案(概要)には、第6条で政府が「安全保障基本計画」を定めるとして、そのために安全保障会議設置法を改正することを規定しています。国家安全保障会議の創設を前提にしている規定です。法案概要の中心は、集団的自衛権を丸ごと行使することですが、それだけにとどまらず、国家安全保障政策遂行のため、それを国家の優先事項として、国家のありよう、国民と国家の関係にまで踏み込んで変えようとしています。集団的自衛権を行使することはそれだけ広範な国家改造が必要になることを意味しているのでしょう。この場合、米国との安全保障、軍事政策との整合性を図らなければなりませんが、国家安全保障会議は米国NSCと安全保障政策上の緊密な連携を図ることが狙いでした。

法案(概要)は第3条三項において秘密保全法制定を規定しています。「我が国の平和と安全を確保する上で必要な情報が適切に保護されるよう、法律上・制度上必要な措置を講ずる。」との規定です。

このように我が国が集団的自衛権を行使する上で、日本版NSC創設と秘密保全法制は密接につながっているといえます。

5 自民党改憲草案の先取り

日本版NSCは、外務省が主管してきた我が国の安全保障政策を官邸が主導し、その実態は自衛隊制服組が強い影響力を行使するという、いわば戦争政策に変化させる仕組みになるでしょう。憲法第9条が求める非軍事安全保障政策とは正反対のものです。自民党改憲草案第二章が、現行第二章の「戦争放棄」から「安全保障」と表題を変え、その内容は自衛軍の創設となっているように、安全保障政策が軍事力を有効に行使するもの(戦争政策)となっているのです。日本版NSCはその意味で自民党改憲草案が制定されれば、第二章を実行するための国家組織として機能するでしょう。

自民党改憲草案第九章は「緊急事態」である。緊急事態に際しては自衛軍が大きな役割を果たすことが想定されます。改憲草案第9条の2で自衛軍の任務に国内治安維持活動が含まれており、自衛軍が緊急事態での国内治安維持活動を担うことを想定した規定であると思われます。緊急事態制度を有効に運用するために、情報コントロールが不可欠な仕組みとなります。その基礎を作る国内法制が秘密保全法です。秘密保全法は自民党改憲草案を先取りする国内法制になるでしょう。

国家安全保障基本法が制定されれば、日本版NSCは国家安全保障政策を立案推進する国家の中枢機能を担うものとして位置づけられています。国家安全保障基本法案自体が、現行憲法下で集団的自衛権を丸ごと行使し、政府の各省庁の行政に国家安全保障政策を優先課題とし(第3条2項)、国民には国家安全保障政策に協力努力義務を課し(第4条 自民党改憲草案

第12条、13条の先取り)、自衛隊海外派遣恒久法を制定して、国連機関の授権や決議がなくても国益判断で海外へ自衛隊を出動させ、武力行使にわたる活動をさせる(第11条)、武器輸出三原則を撤廃する(第12条)ことなどとを規定しているように、それ自体立法による憲法の恒久平和主義の否定です。自民党改憲草案の丸ごと先取り(自衛軍か自衛隊という言葉の違いがあるくらい)となっています。この中で国家安全保障会議設置法と秘密保全法がしっかり位置づけられていることに注意をしなければならないでしょう。

6 憲法問題の視点から

日本版NSC設置法案を憲法問題の視点からどのように理解すればよいでしょうか。法案が行政組織法であるため、これ自体が直接憲法に違反するとは言いがたいという意見があるかも知れません。しかしながら、日本版NSCは国家安全保障基本法案で制定を予定されているように、憲法に違反する集団的自衛権行使を前提にした国家安全保障政策を立案、遂行するためのものであること、国家安全保障局には自衛官が含まれる意味は、軍事的抑止力を背景にした安全保障政策となることを示しているのです。憲法9条は安全保障政策を立案遂行する政府に対して、恒久平和主義の観点から安全保障政策を立憲的に統制する憲法規範であり、軍事的抑止力を背景にした安全保障政策は立憲主義に反するものです。その意味で、日本版NSC設置法案は憲法に違反する法案です。

■第73回市民憲法講座(要約)危ない!秘密保全法~私たちの人権はどうなるのか(許すな!憲法改悪・市民連絡会(東京都千代田区三崎町2-21-6-301))

田島泰彦さん(上智大学文学部新聞学科教授)

(編集部註)10月22日の講座で田島泰彦さんが講演した内容を編集部の責任で要約したものです。要約の文責はすべて本誌編集部にあります。

国家秘密法は1980年代の半ば、中曽根政権のときです。それから数十年たって、かつての国家秘密法の問題は今回の問題にも非常に深く関わっているんですね。もちろん同じものの再来ではない



ですが、そのあたりのことも含めて今日わたしが知り得ている範囲でお話をさせていただけ ればと思います。

民主党が用意しようとしている秘密保全法制の枠組みは、民主党政権が有識者会議をつくってそこが準備した「秘密保全のための法制の在り方について」という報告書にまとめられています。ネットでも検索できます。40数ページのものですが、これを6ページくらいにした「概要」があります。これを資料として用意しました。これを読めばだいたいの概要がわかると思います。

秘密保全法制の問題は、われわれの社会の在り方も含めて非常に大きい問題があります。しかしこの問題だけが単独でどうこうということではないことを、よく認識した方がいいというのが私の意見です。すなわち秘密保全法制は大きな関わりでいうと、この国のわれわれの社会の情報を、一体どうしていくのかに非常に深く関わるものです。権力の側からすると、そういう情報をいかにして統制しコントロールするかという非常に大きな枠組みの中での提案であり、企てだということが私の認識です。

そういう観点からいうとこの間の情報の統制、コントロール、それは権力の側からいうと、 お上の観点からこの国の情報を、どうやって掌握し統制しコントロールするかという線です。 それに対してわれわれの側からすると、お上が勝手に大事な情報、出すべき情報を出さなか ったり、逆にお上がわれわれが手放してはいけないような情報を広く収集して結びつけて、 統治のために都合がいいということで、その情報を過剰に利用されたら困ってしまうわけで す。そういう情報の統制とかコントロールという大きな流れの中に秘密保全法制も位置づけ られると私は考えています。それは例えば、一番端的には共通番号制という提案がもうすで に国会にも出ていて、恐らく優先順位が非常に高いので、臨時国会がどんなかたちになるの かわかりませんけれども、臨時国会で通る可能性はかなり高いんじゃないかと思います。秘 密保全法制もいずれ出てくるのは必至になると思います。

共通番号制と秘密保全法制を結びつけるもの

共通番号制と秘密保全法制とはどこでつながっているか。もちろん局面は違います。けれども根源のところで、お上の立場からこの国の情報を統制し、コントロールするという点でつながっているんですね。秘密保全法制は、本来国民が知ってしかるべき大事な国の安全であるとか公共の安全・秩序に関する情報を隠して、国民に出さない。はっきりいうとそういう提案です。

それに対して共通番号制という提案は国民に番号をつける。すでに住基ネットでついているんですが、住基ネットの情報は、名前とか住所とか生年月日とか男女の別とか、かなり基本的な情報なんですね。この基本的な情報も極めて大事な情報ですが、さしあたりはそういう情報であって、そういう情報を番号つきで一元的にコンピュータで管理するという枠組みです。それ自体はかなり巨大な、全国民のデータベースです。そこをもとにして、いろいろな情報を結びつけられる可能性を秘めた、そういう提案です。もうすでにそれはできちゃっているわけです。

今回の共通番号制というのは、さらにそれを踏まえてより具体的に税と社会保障に関連する重要な情報、将来的には医療の情報も含めてですが、そういう膨大な情報について国民に番号を付ける。さらに住基ネットの情報をプラスして、それぞれの膨大な情報を結びつけてさまざまな施策——特に税とか社会保障、場合によっては警察も共通番号を利用できるんですが、そういうあらたな巨大な枠組みをさらに進めるという提案です。

われわれが持っているさまざまな情報が結びつけられて照合されてデータマッチングされたら、われわれは何であるかということが顔を見なくてもわかってしまう。誰がわかるか。 国がわかるわけです。われわれがそれに対して嫌だという、自己情報コントロール権といわれる大事な権利の本質的な部分は無視して、勝手に国がやってしまうという話ですね。

その意味では一方で大事な情報を国民に出さない。本来国民がコントロールしなければいけない情報を、勝手に収集して結びつけて利用して丸裸にして好き放題をやる。そういう意味で、ある種の情報のコントロール、統制のふたつの面なんですね。だから現れ方は別なかたちですが、根源のところはつながっているということです。その意味では共通番号制と秘密保全法制というのは関係ない話ではなくて、根っこでつながっている提案であるということになると思います。

民主党政権による新たな表現規制つぎつぎ

そういう情報の統制・コントロールというのは、さらに表現を巡る規制のもう少し広い文脈の中でも展開をされていきます。民主党政権のもとでの表現を巡る規制については資料で示しました。表現やメディアを巡る規制というのは、実は自公政権の時点でかなり深いかたちで展開をされていたんですね。1990年代の終わり、われわれの認識でいうと1999年国会、すなわち戦後の国民の意見対立がかなりシビアな大きな問題としていくつかあったんです。国旗国歌法や盗聴法といわれた通信傍受法の提案、それから実は住基ネット改正も

そのときでしたが、そういう論争的な問題を一気に力でねじ伏せた。そのときの国会は、通 常国会を夏休みのちょっと前くらいまでのばして一気に通しちゃったわけです。

そのあたりからいろいろな問題が起こる中で、いわゆるメディア規制三点セットとかメディア規制三法といわれる提案が目白押しで出されてくる。

そしてさらに2001年の9.11ですね。それは軍事的な面を中心にしてさらに進む。 自民党を中心にした政権の中で、表現やメディアに対するかなり深刻な大がかりな規制が進 行していく。その中には憲法改正という問題も含まれていて、基本的には9条の平和主義の 問題ということは当然です。しかし私は以前から憲法改正は9条改正だけじゃないよ、表現 の自由に関わる21条改正でもあるよ、と言ってきたんですね。そういう憲法改正の次元も 含めた表現規制が広く展開されていきます。

その中心は、個人情報保護法とか人権擁護法案などの一連の提案だったんです。そのときに民主党は、そういう規制に対して煮え切れていたかどうかは別として、賛成ではなかった。かなり明確に賛成ではなかった。自民党や公明党が進める規制に対して、批判的なスタンスを持っていたことは事実です。自らの提案も示していますが、自公とはかなり違う提案を提示していました。そういう中で2009年の政権交代がありました。

ところが政権交代をした途端、民主党政権はそういうスタンスをかなり早い段階から転換していくことに、最終的にはなるわけです。ある部分ジャーナリズムとか表現の自由をそれなりに踏まえた提起という、その観点から見たら自公のやり方は乱暴だということが民主党のスタンスでした。規制を全部やめるという提案ではなかったんですが、でもある程度マイルドなスタンスをいろいろな場面で取っていた。個人情報保護法も反対だった。最後は腰砕けになりましたけれども。

コンピュータ監視法

でも政権を取ったら民主党は、慎重でマイルドな、それなりに表現の自由を踏まえた対応から、新しい規制に転換していきます。その象徴がコンピュータ監視法というものですね。 去年の震災があった日の午前中に閣議を開いて決めた。その日の午後が震災です。 あれだけのことがあったら、コンピュータのことも大事かもしれませんけれども、まずはそこでどうするかですよね。そして原発事故があった。このことに全力で立ち向かうのが当たり前だと思うんだけれども、閣議決定通りにさっさと4月に法案が出され、ほとんど国会で議論しないままに通ってしまった。

ひとことで言うと、コンピュータのメールなどの機能に対して、通信事業者に一定期間の通信履歴の保全を要請する。保全要請という制度を法的な枠組みの中に組み込むことをやったわけです。そこまで来ると、先ほどの盗聴法につながるんじゃないかと思われる方もいると思いますが、正にその通りです。盗聴法は電話の領域ですが、それを国家が正当にチェックできるメカニズムがいろいろな論争の果てにではあっても、1999年にできてしまったわけです。ある種の突破口ができた。通信の秘密は侵してはならないということが憲法21条に書いてあるけれども、捜査手法のひとつとして盗聴やむなしということで通っちゃう。

コンピュータというのはそういうメカニズムがオフィシャルにあるわけではないので、そこの世界にも権力が関与できるという仕組みです。履歴だからいいじゃないかという議論もあったんですが、でも履歴というものはとても大事です。誰が誰に対していつ手紙を出したのか、メールを出したのか、ということ自体が大事なプライバシーの一部であるわけです。

実はこのコンピュータ監視法のもとになっているのはヨーロッパを中心にしたサイバー犯罪条約というものなんですけれども、もとのものは履歴だけにとどまっていないんですね。 今回は法制化はされていないんだけれども、条約の中には中身そのものも傍受できるという 規定が入っています。それがひとつ。もうひとつは履歴というのは過去の話ですよね。誰がどういうかたちで送信したのか受信したのかという話ですが、条約の中にはリアルタイムでチェックできるという枠組みも入っているんですね。この法制化は、いまはされていないです。でも将来はネットの世界も、中身およびリアルタイムでも盗聴をやりたいんだろうなと思います。ネットは比較的自由だといわれているけれども自由ではないし、発信者もたどっていけばわかるんです。今回の遠隔操作の問題は海外のサーバをいくつか経由しているみたいなのですぐにわかるということはないけれども、あれもたどっていけば基本的にはわかるんですね。それでさまざまな形で公権力がそれ以外にも盗聴ができる、傍受ができるということになったら、われわれの通信の自由というものは危ういものになってしまうと思います。

人権擁護委員会設置法

そこから始まって、このあいだ閣議決定された人権擁護委員会設置法案があります。これは以前の人権擁護法案の焼き直しです。民主党版の人権擁護委員会設置法案という提案ですが、かつて民主党が持っていた提案だったらまだ昔の人権擁護法案と違うけれども、変わっているんですね。昔の民主党が対置した提案とは違う。見方によっては自公の人権擁護法案よりもさらにたちが悪い。

新しいかたちの人権救済の仕組みをつくりましょうということです、裁判とは別にね。人権救済のレベルで人権擁護の機関をあらたにつくって、人権救済のための役割を強めましょうという提案です。一見するといいのかなと思う。全部おかしいという議論にはならない。ただ問題なのは行政機関に新しい人権機関をつくるという提案ですが、救済の対象にしているのはあらゆる人権侵害です。みんな入るわけです。前の人権擁護法案の時はもっと限定をした。

一番問題なのは言論とか表現に対する規制です。言論や表現を使った人権侵害についても、 人権侵害であれば規制の対象になる。行政機関が、言論やメディアの活動に対してここまで はいいけれどもここから先はやっちゃいけない、という規制をやっていいかどうかというの は大問題です。裁判所がチェックするのは最終的にはしょうがない、民主的な社会であれば。 行政機関が言論の中身についてここまではいいけれどもここから先はダメですよ、規制しま すよということをやったら、やっぱり言論の自由とかジャーナリズムの自由の、本質的な部 分が極めて危うくなると思います。

こういう話ですけれども、今回みんな入っちゃっているわけです。メディアだけではない。 われわれのさまざまな言論活動で、何か人権侵害に関わると勝手に人権委員会が判断したら チェックをする、こういうことをやっていいんですかということです。確かに人権に対する 救済は、裁判だけではなくていろいろな場面でやらなくてはいけないというのはわかるけれ ども、それを精神的な活動に関わる表現活動とか報道の活動なども全部いいというのは乱暴 で、やっぱり表現の規制なんですよね。そういう提案も決定されて法案も提出されています ので、そういうかたちに展開していくだろうと思います。

憲法21条・表現の自由の改正をねらう

秘密保全法制の提案も含めてこういう大きな表現規制の一連の流れが、民主党政権のもとで推進されてきた。そういう中で憲法改正問題も射程に入っている。その射程が決して9条などの安全保障問題だけではないということです。いまわれわれの表現の自由の保障の規定は21条ですよね。これは、実質的には無制限ではないにしても、憲法上は何らかの制限付きの自由ではないわけです。明治憲法は制限付きの自由だった。「法律の範囲内で」という限定が付されていたわけです。21条はそうではない。それはよろしくないということが変え

ようとしている人たちの意見で、何らかのかたちで制限を付けるものにすべきだということです。

一番やりたいのは21条に条件付きの、「法律の範囲内」というアナクロニズム的なものを 復活させたい。でもこれはなかなか難しいので、いままで出たいくつかの改憲案では、基本 的には主流ではなかったわけです。これは幾度か自民党も草案の段階では出たり、民主党で も中間報告みたいなものの中では出たりしたんです。制限付きの権利にするなんていったら 明治憲法と同じかという議論になるので、最終的には主流ではなくて、むしろ別な仕組みを つくって事実上表現を規制するというやり方なんですね。プライバシーとか個人情報の保護 ということを憲法の規定の中に入れるというのは、実はそういう提案です。

これがもっとも有力な提案で、それが何で悪いのって思う人もいるかもしれませんが、プライバシーなんていうのは憲法に書いてないけれども憲法で保護されている、というのが普通の理解です。条文には書いていないけれどもプライバシーが憲法上保護されているというのは、裁判官も含めてそう思っています。あえて取り上げる必要がどこにあるのかということです。憲法調査会の議論を聞いていると、住基ネットとか、国家が乱暴にいろいろなことをやってプライバシーの侵害をしているとか、そういう文脈では全然議論されていない。表現がやりすぎだからけしからん、マスコミの一部はとんでもない、だからプライバシーとか個人情報保護を規定しなければいけないという、規制のための議論です。

憲法とか人権は国家を縛るものであって、市民を縛るものじゃないはずだけれど、実は憲法調査会の議論は圧倒的にそっちの議論しかしていない。そういう議論が主流ですが、今回の自民党――自民党は野党ですから民主党とは違うんですが――の草案はすさまじいですよ。ダイレクトに21条に新しい制限をつける規定を設ける。「公益および公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」というものすごい提案です。僕はこれを見てびっくりして、よくここまでやるなと思ったんです。それにさらに個人情報の保護規定が入り、さらに軍事の規定、国防軍の明記、緊急事態の規定も入れるわけです。

国防軍を明記してさらに緊急事態の規定が入ったら、そのことを理由に表現なんていうのはいくらでも制限できる。現に制限できるという規定も入れています。表現の自由やメディアの自由の本質的な部分は、単に実定法のレベルだけの問題ではなくて憲法改正の射程にも入っている。そういう情報の大がかりな統制、コントロールという一連の中に、秘密保全法の提案も位置づけられていることが大事だと私は思います。

秘密保全法法制化は尖閣映像が契機なのか

秘密保全法に立ち戻って、そもそも何でこんな提案をしているのかということを少し考えておく必要があると思います。今回の経緯からいうと2010年、民主党政権が生まれた次の年です。直接的な契機としては、尖閣沖の中国漁船と海上保安庁の保安船との衝突事件、これがきっかけになったのは間違いないですね。2度にわたって中国漁船と海上保安庁の保安船が衝突した。それについて、海上保安庁の側はずっと撮影をしていた。その映像が、国が認めないままに勝手に流出してしまった。これがきっかけですね。一般的にいわれているのは、それが起こったことで当時の仙谷官房長官が激怒して、秘密保全のための検討を進めなければいけないことになったといわれている。

実際に秘密保全のための検討の会をつくり、その中に有識者会議を設けて、どういう法的な対応をするかを検討することになったのは事実です。だけれども、実ははっきり言うとそうじゃないんです。直接的にはそういう理由であるのは事実です。そして仙谷さんが怒ったというのも、恐らく事実だと思います。というより、仙谷さんに知恵を授けた役人がいたと

いうのが正しいとわたしは思います。しかし、これを機に国の重要な情報の保全をどうする かということになったのかというと、それは全くの間違いです。

これもかなり伝えられていますけれども、自公政権のかなり最後の方に、国の秘密の保全のための検討が進行していました。自公政権下で秘密保全法制の検討が、すでにかなりのレベルで進行していた。 2008年4月、政権交代の1年前ですが、「秘密保全法制の在り方に対する検討チーム」というものが、官房副長官を議長にして設置をされる。その中に有識者会議があって、作業グループもつくった。一連の尖閣沖の映像流出を機に、民主党政府がつくった委員会および有識者会議等の枠組みというのは、ほぼこれと重なります。中心になって進めている省庁は、防衛省、そして外務省、警察が全部そろっているんですね。まったく同じです。作業チームも、省庁の上のクラスのメンバーです。公安調査庁も入っています。有識者会議をつくることもまったく同じです。

この検討チームが2009年4月に、すでに作業グループのもとで「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」という文書をまとめています。ただしこのあと途中で途切れます。それは政権交代があったからです。民主党政権下では皆さんに資料として配った「秘密保全のための法制の在り方について」という報告書があります。民主党のもとでつくられた検討の会と有識者会議等がつくった報告書が自公のそれと全く別のものなのか。自公の提案の「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」という文書は、作業チームをつくって全体の検討会も承認したかたちを取っていますが、情報公開で請求したらこのように黒塗りです。中身は見出しと冒頭の1ページは出ていますが、そこからずっと黒塗り状態です。見出しは一部出ていますが中身はわからない。最後は39ページで、ここは丸ごと出ています。「最後に」というところだけ。あとは黒塗りです。

項目と会議に出ているいろいろな資料をたどると、今回の民主党が進めようとした検討会とかなり近いと思います。見出しもかなり重なっているところがあります。でもこれは情報公開しないんです。おそらく、これがちゃんと情報公開されると、今回の有識者会議がまとめた報告書はこれとだいたい同じだろうと思います。だいたい同じだから格好悪いので出さないんだと僕は思うんですね。だってメンバーが同じですから、省庁の。有識者会議のメンバーは違いますが、有識者会議が自ら何かを資料をもとにやるということはない。事務局が用意した枠組みと資料でやるわけで、作業チームのメンバーも同じ。だから同じはずです。

尖閣沖の映像流出があったのは、名目的にはちょうどいい機会だということであって、政権がどうあろうとやりたいことはやるということです。政権交代があったから民主党に継承されるというだけの話であって、権力の中枢はこれはどういう政権であろうとやるということで、今回の提案があります。さらにもうちょっと長い射程で見ると、自公の秘密保全のための枠組みは、これ自体が新しいものだけではないんですね。この間の長い一連の国の秘密をどうするかということを、一貫して再編して強化して拡大していく連綿と続く大きな流れが形成されていって、ある段階でとりまとめられた文書だと思います。

国家秘密法案以来の法制再編に位置づける

具体的にはどういうことかというと、一番今回の流れに続くのは、やっぱり国家秘密法の時の提案だろうという気がします。1985年、86年の提案です。どういう意味で新しい転換の提案だったかというと、従来の大きな枠組みは、公務員法制の枠の中で国家の秘密をどうするかということです。すなわち公務員が知り得た職務上の秘密をどうするのかという、公務員の服務規程の中に位置づけて議論することだったんですね。国民の誰もが、国家の秘密に対してやっちゃいけないこと触れちゃいけないことを、ダイレクトに規制をする構造になっていなかった。

ただ例外はあって、アメリカとの関係ですね。在日米軍の秘密、アメリカから供与された 装備品とか、それに関する秘密についてのメカニズムはありました。でもこれはかなり限定 をされていました。国内的には公務員の服務規程という、わりと狭い枠の中で規制をするこ とにとどまった。それじゃよくない、<u>やっぱり国家の秘密というのは国民みんなに義務を課して、大事な秘密をみだりに収集したり漏洩したりどこかに通報したりしてはいけないということを、厳罰をもって処するという、国として当然のことをやらなくてはいけないという</u>のが国家秘密法だったわけです。その意味では新しい、かなり強力な提案であったことは事実です。

ところが国家秘密法は、進めようとした側からいえば残念ながら挫折をしたわけです。ふつう挫折したら人間は当分やらないのが当たり前だと思うけれど、権力を甘く見てはいけないんですね。じゃあどうしようかと考えるわけです。そして絶好のチャンスが訪れた。それが9.11です。これは有事法制全体にとっても絶好の時期だった。小泉さんはあのあとすぐに有事法制をやると言っていた。そして実際にやっちゃったわけです。あの人はとんでもない人ですよね。橋下さんもとんでもないと思うけれども、もっととんでもない。

そういう中で<u>防衛秘密法制ができてしまった。実は国家秘密法の中のある部分、防衛秘密という枠の中で国家秘密法が部分的に移行するという初めての法制の成立です。</u>市民運動をやっている人の中でも、恐らく国家秘密法が挫折したことは頭に残っているから、そのままだと思っている人も多いと思いますが、実はそうじゃないんです。

9.11で、一部新しいレールを引いたんですね。そのときに、民間の防衛産業に従事している人たちも秘密の漏示に規制がかかった。それから、自衛官だけではなくて一般の国家公務員で防衛秘密に関わっている人は、秘密を漏洩してはいけないという規制がかかる。かなり広げた提案で、しかも厳罰です。普通の公務員法制の5倍もの処罰をする。ただ防衛秘密法制というものは、ある意味では部分的であるのは確かです。国家秘密法の提案そのものが入っているわけじゃない。探知収集なんていうのは、防衛秘密法制の中には入っていません。国家秘密法の中には提案があったんですけれども。そこをかなり広げていくことが、次の課題として残っていったわけです。今回の秘密保全法制の系譜というのはそういう問題がある。

日米軍事情報共有の進展で拡大する国家秘密

その後の展開で更に大事なのは、やはり日米関係の文脈です。 <u>日本とアメリカの共有される軍事情報について、包括的な保護のメカニズムが2007年の段階でできました。日米軍事情報包括保護協定、一般的にジーソミア(GSOMIA, General Security of Military Information Agreement)といわれる提案です。端的には軍事協力が進展していくと、お互いに情報を提案し合う関係が強くなる。 圧倒的にアメリカから日本に行っていることが多いんですが、でも逆もあるんですよね。</u>

日本の科学技術で軍事転用可能なもの、これは将来的には軍事秘密の保護に深く関わるわけですから、そういう提案ももちろんあり得る。いずれにしても軍事同盟の関係が進展して一体化を強めれば強めるほど、提供し合う情報、共有しなければいけない情報は増えていくし、重要性を増していくことになります。そのときに、お互いの国が違うシステムを作っていたら困るという話になります。提供する側が非常に強く保護しているのに、提供される側が不十分な状況じや困るでしょう。

例えばアメリカで防諜法、Espionage Act というかなり強力な法律があって、民間人も厳しく処罰されます。そういう枠組みが日本にあるかといえば、いまのままではありません。アメリカから提供されるに際して、アメリカだけで保護されていて日本でダメだったら漏れて

しまう。不十分でしょう。だから将来的には違うかたちでやってくださいということも含めた、さまざまな共有された軍事情報の包括的な保護の仕組みを作る必要があるということで、2007年の夏にこの協定が結ばれました。協定だから条約と違って国会承認はいりません。当時メディアはほとんど報じていません。ベタ記事でしか報道していない。全然書いていないところもありましたけれども、極めて大事なことです。

包括的な軍事情報の協定というのは、それができることによって将来法律をちゃんと整備 しなさいという、日米間のお互いの約束がされたということです。そのときすでに、国会議 員も「秘密保護が必要でしょう、そういう法律をつくるべきだ」という提案が、民間の右翼 的な観点からの人たちはしているんですね、まだできていませんが。今回の秘密保全法制で も国会議員がどう関わるのかというのは大きな問題で、いろいろな議論の対象になっていま すが、そういうことが新しいファクターとしてその後に展開されています。

国家秘密の再編、強化という大きな文脈の中で、さらに足りないところをどうするのか、 さらに必要なものをどうするかということが秘密保全法制の射程として理解されるというこ とです。

ですから孤立的で、分散してどうこうということでは全くないし、尖閣の情報流出がどうこうなどというレベルの話では全くないということです。国家のかなり基本的な部分で今回の提案は用意され、準備されています。そしてこれは政権に関係ないということ。むしろ民主党政権の方がやりやすいかもしれない。とくに新しい文脈としては、ひとつは日米の軍事情報共有というのがかなり大きなファクターの位置にある。そして今回の枠組みは、従来は国家秘密というのは防衛庁、防衛省の話だった。それにプラスアルファで外交です。防衛と外交がせいぜい普通の国家秘密の射程だった。みんなそういうふうに共有していたわけです、役人たちも政治家たちも。

ところが<u>いまちょっと変わってきたのは、国家秘密について警察が対等に主張し、それが通るという、警察の権力の肥大化、拡大の現象が、今回の提案ではかなり大事だと思います。</u>警察の射程範囲というのは、今回の原発だってある部分は公共の秩序と安全の維持のマターに関わります。原子力というのは、もちろんほかの省庁にも関わるけれど、治安維持という観点からいうと警察マターなんですね。それもあって、単に防衛とか外交で国家秘密をほぼ掌握するという話ではなくて、警察がそこに大きな担い手として入ってくる。このことはかなり大事ではないかと私は考えています。逆に言うと、外務省とか防衛省の役人からしたら、何で警察がそんなに対等にやるんだというということです。でも自公政権のときにつくった委員会で、警察は対等にメンバーに入っています。

■ 「アメリカ発く平成の治安維持法>がやってくる!」 ジャーナリスト 堤 未果 (週刊現代:2013年4月14日連載「ジャーナリストの目」掲載記事)

3月31日、安倍総理は今秋国会での「秘密保全法」提出を発表した。

日弁連などが警鐘を鳴らし続けるこの法案、一体どれだけの国民がその内容を知っている だろうか?

01年の同時多発テロ。あの直後にアメリカ議会でスピード可決した「愛国者法」がもたらしたものを、今ほど検証すべき時はないだろう。

あのとき、恐怖で思考停止状態の国民に向かって、ブッシュ元大統領はこう力説した。

「今後、この国の最優先事項は治安と国会機密漏えい防止だ。テロリスト予備軍を見つけ出すために、政府は責任を持って全米を隅々まで監視する」

かくして政府は大統領の言葉を忠実に実行し、国内で交わされる全通信に対し、当局による盗聴が開始された。それまで政府機関ごとに分散されていた国民の個人情報はまたたく間

に一元化され、約5億6千万件のデーターベースを50の政府機関が共有。通信業者や金融機関は顧客情報や通信内容を、図書館や書店は貸し出し記録や顧客の購買歴を、医師達は患者のカルテを、政府の要請で提出することが義務づけられた。

デンバー在住の新聞記者サンドラ・フィッシュはこの動きをこう語る。

「米国世論は、それまで政府による個人情報一元化に反対でした。憲法上の言論の自由を 侵害する、情報統制につながりかねないからです。でもあのときはテロリストから治安や国 家機密を守るほうが優先された。愛国者法もほとんどの国民が知らぬ間に通過していました」 だが間もなくしてその"標的"は、一般市民になってゆく。

ペンシルバニア州ピッツバーグで開催されたG20首脳会議のデモに参加したマシュー・ロペスは、武器を持った大勢の警察によって、あっという間に包囲された経験を語る。

「彼らは明らかに僕達を待っていた。 4 千人の警察と、沿岸警備隊ら 2 千 5 百人が、事前に許可を取ったデモ参加者に催涙弾や音響手りゅう弾を使用し、 2 0 0 人を逮捕したのです」理由は「公共の秩序を乱した罪」。

その後、ACLU(米国自由市民連合)により、警察のテロ容疑者リストに「反増税」「違憲政策 反対」運動等に参加する学生たちをはじめ、30以上の市民団体名が載っていたことが暴露さ れている。

政府による「国家機密」の定義は、報道の自由にも大きく影響を与えた。

愛国者法の通過以降、米国内のジャーナリスト逮捕者数は過去最大となり、オバマ政権下では七万以上のブログが政府によって閉鎖されている。

為政者にとってファシズムは効率がいい。ジャーナリストの発言が制限され国民が委縮する中、政府は通常なら世論の反発を受ける規制緩和や企業寄り政策を、次々に進めていった。

ブッシュ政権下に時限立法として成立した「愛国者法」は、06年にオバマ大統領が恒久化。 その後も「機密」の解釈は、年々拡大を続けている。

日本の「秘密保全法」も、日米軍一体化を進めたい米国からの〈機密情報保護立法化〉要請が発端だ。その後、07年に締結した日米軍事情報包括保護協定を受け、米国から改めて軍事秘密保護法の早期整備要求がきた。 だが米国の例を見る限り、軍事機密漏えい防止と情報統制の線引きは慎重に議論されるべきだろう。なし崩しに導入すれば〈愛国者法〉と同様、監視社会化が加速するリスクがある。

震災直後、テレビ報道に違和感を感じた人々は、必死にネットなどから情報収集した。 だがもし原発や放射能関連の情報が国民の不安をあおり、公共の安全や秩序を乱すとして〈機密〉扱いにされれば、情報の入手行為自体が処罰対象になるだろう。

公務員や研究者・技術者や労働者などが〈機密〉を知らせれば懲役十年の刑、取材した記者も処罰対象になる。国民は「適正評価制度」により「機密」を扱える国民と扱わせない国民に二分されるのだ。

行き過ぎた監視と情報隠ぺいには私達も又苦い過去を持ち、国民が情報に対する主権を手放す事の意味を知っている。歴史を振り返れば〈言論の自由〉はいつも、それが最も必要な時に抑えこまれてきたからだ。

- IWJ Independent Web Journal インディペンデント・ウェブ・ジャーナル(略称: IWJ)は、ジャーナリスト岩上安身が設立した、新しいジャーナリズムのありかたを具現化するインターネット報道メディアです。
- ■2013/08/17【愛知】「国民の知る権利を狭める秘密保全法案は、自民党改憲草案の部分的先取り」~秘密保全法学習会「おびやかされる民主主義 秘密保全法成立後の社会」本 秀紀氏講演
- ■講演 本 秀紀氏(名古屋大学教授、秘密保全法に反対する愛知の会共同代表)

冒頭、本氏は「秘密保全法を巡る基本的なことを踏まえた上で、私たちはどうすればいいのか、というスタンスで話していこうと思う」と前置きした。また、「今日の講演会のタイトルにもある『秘密保全法成立後の社会』のあり方については、後半の質疑応答で皆さんと議論を深めたい」と述べ、講演をスタートした。

本氏はまず、先の参院選では「自民圧勝」が叫ばれるも、比例区の絶対得票率は18%にすぎない点を強調。その一方で、与党(自民+公明)が衆参両院で議席数は過半数を超える国会勢力となったことから、「民意と国会の間にズレがある中で、秘密保全法が簡単に成立してしまいそうな状況であることを、私たちは認識しておかねばならない」と語った。「『選挙で一定の議席を獲得したら、あとは好きにやっていい』というのが、安倍総理の民主主義観なのかもしれない。憲法解釈による集団的自衛権の容認は、象徴的と言える」。 そして、これまでの流れを振り返った。2010年12月に起こった尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像の流出事故を受け、秘密保全法を必要とする議論が起こったとの見方が一般的だが、「前の自民党政権(福田内閣)時代には、すでに同法制定に関する検討チームが発足しており、その後の民主党政権時代に具体化された。そして、昨年末からの自民党政権下で、制定への動きが加速していると理解するのが正しい」。

途史、政権交代があったのに、なぜ方向性に変化が生じなかったのかに関しては、1. 国家権力には情報隠ぺいを是認する普遍的体質がある、2. 秘密保全法制定の動きは官僚主導である、3. 当局は情報隠ぺいの免罪符を欲しがっている――の3つの要因が考えられると述べた。これに加え、2007年8月に日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を結んだ折の、米国からの要請という背景的事情にも言及した。

本氏は、民主党政権時代の2011年8月に公表された有識者会議の報告書が、すでに存在する 秘密保全法案のベースになっているとの見方を示した。「報告書は、事務局が取りまとめたも のを、ほぼそのまま載せており、しかもその報告書は、素案の段階で有識者の確認を得てい ないとする報道がある」。

そして本氏は、報告書が示す法案のフレームを、「特別秘密という枠組みを指定し、漏えいへの罰則を設け、人的管理制度(=漏えいリスクがある人を除外する)を創設するのが基本」と解説した上で、「特別秘密の範囲が広く不明確だ」と批判した。報告書では「国の安全」「外交」「公共に安全と秩序の維持」の3つに関するものとあるが、「とりわけ問題なのは『公共に安全と秩序の維持』という網の掛け方で、そこには何でも入ってきてしまう。特別秘密情報の指定は、行政が行うのだ」と述べた。

本氏は国民の知る権利が狭められることを危惧し、「これは憲法21条1項(表現の自由)と真っ向からぶつかる」と語った。「放射性物質の拡散情報も、公共の秩序を乱す恐れがある、との理由で隠ぺいされる可能性がある」と指摘した。「漏えいのみならず、入手した人も罰せられる(最高で懲役10年)ため、社会の萎縮につながる」。

「これまでにも『国民に知らせるのはまずい』ということで、情報を隠ぺいする体質が国家権力にはあった。だが、秘密保全法が成立すれば、堂々と実行できるようになる」。表情を曇らせた本氏は、「民主主義社会には、情報公開と自由な言論活動が大切だ。それを圧殺する動きに対抗する文化を、われわれ市民は急いで築かねばならない」と強調。そして、「安倍政権の改憲路線と秘密保全法制定の動きはセットだ」と指摘すると、自民党改憲草案の21条2項(新設)を「公益および公の秩序を害することを目的にした活動を行い、ならびにそれを目的として結社することは、認められない」と読み上げ、次のように訴えた。「秘密保全法案は、自民党の改憲草案の部分的先取りにほかならない」。

質疑応答では、秘密保全法成立後に「密告社会」が到来することを危惧する質問があった。「たとえば、原発に深刻な問題を抱える電力会社の関係者が、週刊誌記者の匿名取材に応じて問題の実情を明かし、もう一度会うと約束したとする。その後、その関係者が、共謀罪にも相当することを知り、刑の減免狙いで警察に自首すれば、それは週刊誌の悪事を密告することを意味する」。これに対し本氏は「その情報を共有していることを理由に、自分も処罰されることを恐れ、自ら通報する動きは、たとえ相手が友人であっても起こり得る。密告が頻発すれば、日本社会は確実に低信頼化する」と述べた。

そして、別の市民からの「一庶民が秘密保全法の網に掛からないためには、どうすればいいいか」との問いかけには、「極論を言えば、家に閉じこもり誰とも会わないことだ」と応じた。その市民が「秘密保全法違反の容疑で逮捕された場合、弁護士に対処してもらうことは可能か」と質問を重ねると、本氏に代わり弁護士の中谷雄二氏(秘密保全法に反対する愛知の会)が、「戦前の経験が参考になる。思想の自由に縛りを掛ける、治安維持法の導入でも、当初は、同法違反事件を弁護できる資格を持った弁護士を国が指定する制度などなかった。秘密保全法の場合も、弁護活動に対する規制が徐々に強まるのではないか」と答えた。【IWJテキストスタッフ・富田/奥松】

■北沢防衛相、10日から訪韓 軍事情報協定巡り意見交換 朝日新聞 2011年1月4日23時13分

【ソウル=牧野愛博】韓国国防省は4日、北沢俊美防衛相が10、11の両日に訪韓すると発表した。北沢防衛相は金寛鎮(キム・グァンジン)国防相と会談するほか、軍事境界線にある板門店や昨年3月に沈没した韓国哨戒艦「天安」などを視察する。

日韓防衛相会談では、日韓の防衛秘密を巡る情報交換の前提になる「軍事情報包括保護協定」(GSOMIA)や、自衛隊と韓国軍との間で部品や燃料などの相互補完を可能にする「物品役務相互提供協定」(ACSA)の締結促進などを巡り、意見交換する見通しだ。

韓国国防省は、韓国軍と自衛隊との間で軍事情報を共有するために、その前提となる防衛秘密の保全手続きを定める協定を了解覚書(MOU)の形で結ぶ方針を固めた。金寛鎮(キム・グァンジン)・国防相が軍事情報包括保護協定(GSOMIA)と物資などを融通し合う物品役務相互提供協定(ACSA)のMOU締結に向け、5月中にも訪日する見通しだ。

日韓関係筋が明らかにした。MOUは正式協定の前段階だが、運用上の大きな違いはなく、 北朝鮮の長距離弾道ミサイルの発射実験など相次ぐ軍事挑発を背景に、日韓が本格的な防衛 協力に踏み出すことになる。

関係筋によると、日韓ともに米国の同盟国ではあるものの、現状では北朝鮮関連の情報の共有などは一定の範囲に制限されている。日本側にとっては特に、韓国側が持つ、人の力による北朝鮮関連の情報(ヒューミント)が共有されるメリットがある。また、ACSAが結ばれれば、国連平和維持活動(PKO)の現場などで、日韓が燃料や食料を提供し合うことが可能になる。

■情報統制 暴走の危機 再浮上 秘密保全法案 政府の情報隠ぺい体質に拍車中日新聞 《特報》 2012/2/24日 Fri.

東京電力福島原発事故では、放射性物質の拡散予測やメルトダウンの事実など数多くの情報が隠された。それを反省するどころか、政府は1980年代に廃案となった国家秘密(スパイ防止)法案の改悪版である「秘密保全法案」の今国会提出を準備中だ。国民の知る権利を「お上」が一方的に踏みにじれることになる。かつて情報公開を掲げた民主党。その変節ぶりはここに極まれり、といえないか。(出田阿生、上田千秋)

尖閣が契機に

参院議員会館で8日、秘密保全法案に反対する日本弁護士連合会(日弁連)主催の集会が開かれた。元毎日新聞記者の西山太吉さん(80)らが発言。同法案に反対を表明している日本新聞協会や日本民間放送連盟などの関係者も詰めかけた。

「雑誌は『疑惑』段階の情報を報じることが多い。特に打撃を受けるだろう」と訴えたのは日本雑誌協会の山了吉・編集倫理委員会委員長。社会保障や税に関わる共通番号制度制定の動きにも触れ「国家だけが情報をつかみ、国民には情報を知らせない時代がきた」と危機感をあらわにした。

法案が浮かんだ契機は、一昨年9月に尖閣諸島付近で発生した中国漁船衝突事件での動画 流出問題だった。同時期に警視庁外事三課の作成とみられる捜査資料の漏洩(ろうえい)も 起きた。政府は同年11月、秘密保持の法整備を検討する考えを表明。昨年1月、「秘密保全の ための法制の在り方に関する有識者会議」(座長・県(あがた)公一郎早稲田大政治経済学術 院教授)を設けた。

同会議が昨年8月にまとめた報告書では、「国の安全」「外交」「公共の安全及び秩序の維持」の3つの分野を秘匿を要する「特別秘密」の対象にすると指定。国の行政機関だけでなく、独立行政法人や都道府県警察などの地方公共団体、国などから委託を受けた民間事業者にも適用することを適当としている。

さらに、特別秘密を扱う人間の調査や管理の徹底が重要と指摘。適性があるかどうか、親類の状況や外国への渡航歴、薬物、アルコール、精神的な問題に関する通院歴なども事前に把握すべきだと主張する。

報告書は「特別秘密は特に秘匿性が高く、情報公開法の『不開示情報』に含まれるもの。 国民の知る権利は害されない」としている。

だが、それは本当か。最も懸念されるのは、何を特別秘密とするかを決めるのが各行政機関に委ねられている点だ。秘密の範囲が明確でない上に、第三者も関与しないことから恣意的に運用できるとの批判が強い。未遂や教唆だけでも「処罰することが適当」とし、刑罰の上限は「懲役10年とすることも考えられる」と想定。国家公務員法(守秘義務)違反罪の刑罰(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)よりも大幅に重い。

一般市民も重罰の恐れ

処罰の対象も情報を漏洩する側の公務員と、受け手であるマスコミ関係者だけーと思われがちだが、実は一般市民にも大きく影響してくる。定義が曖昧で幅広い解釈ができるため、 国が隠せる秘密の範囲が広がった。

法案は今国会に提出予定だ。所管する内閣官房の担当者は「内容を詰めているところ。昨年10月に意思決定した通り、法案提出の意向に変わりはない」と話した。

原発事故隠し 正当化も

研究にも「壁」

福島原発事故で、政府は「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)」のデータ公表を10日以上遅らせた。細野豪志首相補佐官(当時)は「(放射性物質拡散の予測情報を)公表して、社会にパニックが起こることを懸念した」と釈明した。

秘密保全法があったと仮定すると「非公開にしたのは公共の安全・秩序維持のためだ」と 強弁していたかもしれない。

ほかにこの法律によってどのような事態が予想されるのか。梓沢和幸弁護士は次のような シミュレーションを考えた。

ある日、海底のヘドロから高濃度の放射性物質が検出された。公表すればパニックが起きると予想した政府は、汚染分布図のデータを特別秘密に指定。だが、この情報をつかんだ記者が情報を出すよう官僚を説得した。その官僚は悩んだ末に上司に相談、慌てた上司は警察

に通報。記者はすぐさま逮捕されてしまった一。

市民も安穏とはしていられない。山下幸夫弁護士が考えたシミュレーションはこんな具合だ。

自衛隊に装備品を納入する企業の社員が、製品の性能を「特別秘密」と知らずに知人に話した。この単なる日常会話が漏洩とみなされ、処罰されてしまったー。

原発の安全性に関する情報が「特別秘密」に指定されたとすると、民間の研究者らは独自 に研究した安全性のデータを公表することができなくなる。「一緒に研究発表をしよう」と仲 間に持ちかければ共謀となる。

警察官僚の影

実は同種の法案は、中曽根康弘政権当時の1985年に「国家秘密(スパイ防止)法案」として、自民党議員から提出されていた。保護の対象を防衛秘密だけでなく、防衛上秘匿する必要がある外交秘密にまで広げ、最高刑は死刑とする内容だった。しかし、野党をはじめ、自民党のハト派からも懸念が続出。廃案に追い込まれている。

四半世紀を超えての似た法案の浮上について、梓沢弁護士は「今回は特別秘密の中に、警察の情報が含まれることが大きな意味を持つ。これは国家秘密法案にもなかったことだ」と 指摘する。

「5年ほど前に警察官僚が書いた論文に、有識者会議の報告書と同じような中身が出ている。今回の動きの背景には『国民は何も知らない方が統治しやすい』という警察官僚の意向がある」

上智大の田島泰彦教授(情報メディア法)も、「国家秘密法案以降も政府は諦めていなかった。動画事件はタイミングが合っただけ」とみる。

田島教授は「米国は防諜(ぼうちょう)法という法律で、民間を含めて厳しい規制をかけている。2007年にGSOMIA(軍事情報包括保護協定)が結ばれ日米が情報を共有していく中で、日本も情報統制をしっかりやれ、といった外圧もあったのではないか」と推察する。

国家秘密法案と同様に今回の報告書でも「スパイ防止」を立法の動機に掲げる。しかし、 田島教授は「規模の違いはあれど、日本を含めて各国とも諜報活動はやっている。日本で特 にスパイが活発に動いているという客観的な証拠は提示されていない」と反論する。

■野党議員にも守秘義務=秘密保全法案―岡田氏 時事通信 2012年3月2日(金)19時31分配信

岡田克也副総理は2日の記者会見で、政府が今国会に提出する方針の「秘密保全法案」に関し、「与野党の限られた議員が、外交機密を共有しながら議論することは必要だ。当然、守秘義務をかけるべきだ」と述べ、政府から機密情報の提供を受けた野党議員にも守秘義務を課すべきだとの考えを示した。

岡田氏は「国会議員に守秘義務を一部課すのは私の持論だ。外交案件の機微な情報を共有する野党議員には、公務員と同じような守秘義務をかけるのはおかしなことでは全くない」と強調した。

■国会議員の免責特権についての説明を佐藤功著「日本国憲法概説」p.432から抜粋

「憲法51条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」

これを免責特権という。これは議院で議員が職務行為として行う発言・表決は、院外においては刑事上の責任、民事上の責任、あるいは公務員の懲戒上の責任の原因とはならないことを意味する。

すなわち、議員の言論の自由は議会政治の基礎をなすものであるから、議員の言論の自由に

対しては、一般国民の場合以上の保障が与えられる。

. . .

(略) それらの責任を免れるとすることによって、その発言に対する拘束をなからしめ、議員の言論の自由を最大限に保障しようとするのである。

■沖縄タイムス2013/6/11社説 [秘密保全法] 軍靴の足音が聞こえる

「秘密保全法」 軍靴の足音が聞こえる

政府は、参院選後の秋の臨時国会に「秘密保全法案」を提出する見通しだ。安倍晋三首相は4月の衆院予算委員会で「早期に国会に提出できるよう努力したい」と表明した。

秘密保全法案は民主党政権でも検討された。2010年に尖閣諸島で発生した中国漁船衝突事件のビデオ流出が契機になって、有識者会議が報告書をまとめた。

臨時国会に提出する法案の具体的な内容は明らかになっていないが、有識者会議の報告書の考え方がベースになるとみられる。

報告書には国民の知る権利や情報公開に逆行する多くの問題点が含まれている。

報告書は、秘密保全の対象を(1)国の安全(2)外交(3)公共の安全及び秩序の維持 - の3分野に分け、国の存立にとって特に秘匿を要する秘密を「特別秘密」に指定する。防 衛・外交以外の「公共の安全及び秩序の維持」まで範囲を広げたのが特徴だ。

指定するのは特別秘密を作成する行政機関などであり、「公共の安全及び秩序の維持」に関わると判断すれば行政の都合のいいように特別秘密に指定することができる。

チェックする機関もなく、特別秘密が事実上歯止めなく広がる恐れがある。

特別秘密を扱う人を対象に「適性評価制度」を導入。外国への渡航歴や精神的な通院歴などを調べ、配偶者や近親者も調査する。個人のプライバシーに深く踏み込む内容になりそうだ。

秘密を漏らした国家公務員に対しては罰則を強化する。国家公務員法では懲役1年以下だが、懲役5年以下や懲役10年以下とする。故意・過失による漏えいや共謀、教唆なども盛り込む見通しだ。

日本の秘密保護法制は、国家公務員法や自衛隊法、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (MDA法)」などによってすでに整備されているといっていい。

なぜ、新たに秘密保全法を制定しようとするのか。

日米両政府は05年の「日米同盟:未来のための変革と再編」で「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる」ことに合意した。これを受けて07年には「日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)」を結んだ。

米国は日本に提供する秘密情報の保全を強く求めており、政府が秘密保全法の制定を急ぐのは米国の圧力を受けているからである。

自民党の日本国憲法改正草案には国防軍の創設を定めた条項に「秘密の保持に関する事項は、法律で定める」と明記している。集団的自衛権の行使を前提にした憲法改正草案とも連動した動きだ。

. .

米国ではいま、政府が携帯電話の通話記録やネット上の個人情報を極秘調査していたこと が内部告発で明らかになり、大問題になっている。

日本と米国は安保条約に基づく同盟関係にあるが、憲法9条の存在や軍事力の行使をめぐ り国情が全く異なる。同盟関係にあるからといって米国の要求に一方的に引きずられていく のは危険である。

■主張/日本版NSC法案/なんのための戦争の準備か しんぷん赤旗 2013年06月11日

安倍晋三政権が、アメリカの「国家安全保障会議」(NSC)と同じように、日本にも外交や安全保障政策の「司令塔」になる、「日本版NSC」(仮称)を設置する法案を国会に提出しています。

安倍政権は、安全保障政策の基本になる「防衛計画の大綱」を見直して軍拡を一気に進め、 「敵基地」攻撃などの能力を持つことや、日本が直接攻撃されていなくてもアメリカ軍といっしょにたたかう「集団的自衛権行使」の検討も進めています。いったいなんのための戦争の準備でしょうか。

「海外で戦争する国」に

「日本版NSC」の設置はもともと第1次安倍政権時代に持ち出されてきたもので、安倍首相のいわば執念ともいうべきものです。先週末国会に提出された法案には、首相、官房長官、外務、防衛の「4大臣会合」を設置し、首相の下に情報を一元化して外交や安全保障の中枢として活動することや、専任の首相補佐官を置くこと、情報収集などのため内閣官房に「国家安全保障局」を設置することを盛り込んでいます。会期末近くに法案を提出したのは、今国会では成立しなくても継続審査とし、次の国会で成立させるためです。

内閣には今でも「国防」や「重大緊急事態」に対処する「安全保障会議」があり、閣僚の任免権を持つ首相が指揮して、外務や防衛、警察などの官庁が活動しています。安倍首相はしきりに「日本型NSC」がなければ「緊急事態に対処できない」といいますが、安倍政権以外ではほとんどその必要性さえ議論されないのに、安倍政権でだけ持ち出されるのは異様です。

第1次安倍政権が最初に「日本版NSC」を持ち出したのは、アメリカのブッシュ政権の関係者からアドバイスを受けたためだといわれました。「日本版NSC」をつくろうという発想自体がいわばアメリカのまねです。しかも当時の安倍政権が法案のもとにした「官邸機能強化会議」の報告も、「安全保障会議」が担当する「国防」や「重大緊急事態」を超えた「幅広い外交・安全保障上の課題」にも対処するためと明記しています。アメリカの「NSC」と一体で活動する「日本版NSC」が、「日本防衛」とは無縁の、アメリカといっしょの戦争に都合のよい態勢づくりをねらうのは明らかです。

安倍政権は「防衛計画の大綱」の見直しでは、アメリカに向かうとみられるミサイルについても、「策源地攻撃」の名で発射前に日本が「敵基地」を攻撃できる能力を持つとしています。政府が従来「憲法上行使できない」としてきた「集団的自衛権」についても、行使できるようにしようとしています。一事が万事、安倍政権がねらうのは、アメリカとともに海外で戦争することばかりです。

9条生かす安全保障こそ

日本が戦争しなければならないような事態が差し迫っているわけでも、戦争でものごとが解決するわけでもないのに、アメリカといっしょの戦争のためだけに「日本版NSC」の設置を急ぐというのは異常です。紛争があっても戦争にしないことこそ人類の知恵であり、憲法9条で戦争を放棄した日本はその先頭にたつべきです。

「海外で戦争する国」への動きを阻止するためにも、安倍政権の「日本版NSC」強行の動きは、断念させることが重要です。

■日韓軍事情報包括保護協定の署名 韓国で反発、先送りへ 2012/06/29(金) 23:15

■韓国メディアは27日、韓国政府官僚から得た情報として、政府が26日の国務会議で日本と

の「軍事情報包括保護協定(GSOMIA)」締結を決めたと伝えた。しかし、韓国国内では大きな反発が起き、韓国政府は29日午後4時に予定されていた日韓軍事情報包括保護協定への署名を先送りすることを決定した。中国網月本語版(チャイナネット)が報じた。

第二次世界大戦後初の日韓の防衛協力協定となるGSOMIAは、両国政府の承認が必要なだけで、国会で審議する必要はない。韓国はこれまでに米国、イギリス、オーストラリア、ロシアなど24カ国とGSOMIAを締結している。しかし韓国の各界は、日韓が同様の協定を結ぶことに強く反発。政府が国内の反対を顧みずに協定締結を強行的に進めていることを批判し、政府に決定を取り下げ慎重に行動するよう求めた。

日韓には慰安婦などの歴史問題や竹島(韓国名:独島)の主権争いなどの問題があるため、 軍事協力は日韓関係において敏感なこととされてきた。韓国国内の見方によると、当初は日本側が協定に積極的だったのに対し、韓国政府は民間の反日感情を考慮して消極的に対応していたが、近ごろの「北朝鮮の軍事威嚇強化」に加え、李明博政権になってから南北関係が悪化し続けていることを受け、韓国政府は早急に北朝鮮の情報を共有する必要があると考え、協定締結を推し進めた。

韓国政府は、偵察衛星や偵察機を使う日本は北朝鮮の情報収集や偵察の面で優位性がある と見ている。協定締結後、両国は北朝鮮の軍隊や社会の動向、核、ミサイルなどに関する情報を交換し、韓国はこれによって北朝鮮の情報ルートを拡大することができる。

韓国政府が「こっそり決定した」ことが伝わると、韓国メディアは一時騒然となった。多くの大手紙は28日、韓国政府が民意を顧みずに、かげで協定締結を急いで決定したことに反発し、理解できず、心配だとする社説を掲載した。

執政党の議員を含む一部の政治家も政府の誤った決定を批判し、「日本の竹島と慰安婦などの問題に対する立場はまったく変わっておらず、韓国は日本と軍事協定を締結すべきでない」との見方を示した。また、一部の市民団体は、政府に対し協定締結の撤回を求め、日本に旧日本軍の罪を認め賠償させる努力をするよう促す声明を発表。「抗日独立運動団体連合会」などの市民団体は、政府庁舎前でデモを行ったり声明を発表したりして抗議した。

そのほか、多くの韓国国民は、日韓の軍事協定が北朝鮮、中国、ロシアを刺激し、周辺環境の安定に不利になることを懸念している。

韓国外交通商省の関係者は「協定締結は両国政府が承諾すればよいため、計画通り実行される」と話すが、世間では背後に別の深い意味があるとの見方がある。韓国聯合ニュースは、6月中旬の日韓外交・軍事担当閣僚による2+2会議が協定締結に影響を与えた可能性があると見ている。米国側はこのとき、日韓のGSOMIAの早期締結を望んでいることを韓国側に伝えた。米国務省の関係者は27日、日韓の協定締結について、「同盟国の韓国と日本が緊密な関係を結ぶことを歓迎する」と表明した。

また聯合ニュースは、李明博政権が日韓のGSOMIA締結を急いだのは、先延ばしにすれば事態が変化することを恐れたためでもあると見ている。日本が7月に発表する「防衛白書」で、竹島は日本の領土だと主張すれば、GSOMIA締結は2013年以降に延期される可能性が高い。(編集担当:米原裕子)

■ wikipedia ■

※軍事情報に関する包括的保全協定(ぐんじじょうほうにかんするほうかつてきほぜんきょうてい、英語: General Security of Military Information Agreement、GSOMIA、ジーソミア)は、同盟など親しい関係にある2国あるいは複数国間で秘密軍事情報を提供し合う際、第三国への漏洩を防ぐために結ぶ協定。日本はアメリカ合衆国やNATO、フランスと、アメリカ合衆

国は60カ国以上とこの協定を締結している。

※日韓秘密情報保護協定(にっかんひみつじょうほうほごきょうてい)は、日本国と大韓民国の間で秘密軍事情報を提供し合う際、第三国への漏洩を防ぐために結ぶ協定。2012年6月29日に締結される予定であったが、韓国側の都合により締結予定時刻の1時間前になって延期された。

この協定は日本が有する北朝鮮の情報などを韓国が入手できることから韓国にとって有用なものであった。しかし、韓国政府は国民に伏せたまま秘密裏に日本政府と交渉を行っていたため、締結直前になって条約の存在が初めて韓国民に明らかにされると強い反対運動が起きた。条約は2012年6月29日の午後に締結されることとなっていたが、締結予定時刻の一時間前に韓国政府から延期の申し入れがなされ、日本政府はそれを受け入れた。

2012年7月16日、金星煥外交通商相はソウルを訪問した前原誠司民主党政調会長に対してアメリカニュージャージー州に設置された日本軍慰安婦記念碑の撤去運動を日本側が行ったことなどが署名の延期の原因だと主張した。